

国立大学法人東京外国語大学教育 情報化支援センター規程

〔平成25年 5月14日〕
規則 第32号

(趣旨)

第1条 この規程は、東京外国語大学教育情報化支援センター（以下「センター」という。）の管理運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、東京外国語大学（以下「本学」という。）の大学院総合国際学研究所、言語文化学部及び国際社会学部（以下「学部・大学院」という。）における、自学自習教材の作成や遠隔講義の実施並びに情報・視聴覚教育機器の使用等を支援することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) e-learningシステムの運用に関すること。
- (2) 自学自習教材の作成の支援に関すること。
- (3) 遠隔講義の実施の支援に関すること。
- (4) 授業における情報・視聴覚教育機器及び教材活用の支援に関すること。
- (5) その他教育情報化の支援に関すること。

(組織)

第4条 センターに、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) その他必要なセンター員

(センター長)

第5条 センター長は、本学の専任教職員をもって充てる。

- 2 センター長は、センターの管理運営に関する業務を掌理する。
- 3 センター長は、学部・大学院からの推薦を受け、学長が任命する。
- 4 センター長の任期は、学長が指定した場合を除き、2年とし、再任を妨げない。
- 5 センター長に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第6条 副センター長は、センター長を補佐してセンターの業務を掌理し、センター長に事故あるときはその職務を代行する。

- 2 副センター長は、本学専任教職員のうちからセンター長が任命する。
- 3 副センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長の任期を超えることはできない。
- 4 副センター長に欠員を生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター員)

第7条 センター員は、本学の専任教職員のうちからセンター長が指名する。

2 センター員は、センターの業務を処理する。

3 センター員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(センター会議)

第8条 第3条に掲げる業務の円滑な遂行を図るため、センターにセンター会議を置く。

2 センター会議は、センター員をもって組織する。

3 センター長は、センター会議を召集し、その議長となる。

4 センター会議は、必要に応じ構成員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(利用)

第9条 センターの利用について必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第10条 センターに関する庶務は、学務部教務課において処理する。

(細目)

第11条 この規程に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、センター会議が定める。

附 則

1 この規程は、平成25年5月14日から施行し、平成25年4月1日から適用する

2 国立大学法人東京外国語大学大学院総合国際学研究院教育情報化支援室規程（平成16年規則第13号）及び国立大学法人東京外国語大学大学院総合国際学研究院教育情報化支援室利用規程（平成16年規則第14号）は、廃止する。